

令和4年3月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

## 小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月7日(月) 午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 庁舎2-6会議室
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員

6番 松尾正人	11番 野口浩美
---------	----------
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
  - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
  - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
  - 第6号議案 小城市農地利用適正化推進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する告示について
  - 第7号議案 非農地判断について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

## 7. 会議の概要

事務局	<p>そしたら、ただいまから委員会を開催したいと思います。</p> <p>委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年3月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会 長	<p>初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。</p> <p>どうもこんにちは。今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>改めて、農地法の3条、4条、5条、事前にお話をされたとおりの重要な課題を私たちは審議しておるわけでございます。今、農地は境界絡み、金絡み、環境絡み、いろんなものを含んでおります。自分たちはそういう使命の中で審議をしておりますので、いろいろ問題があったときはこの中で審議をしていただきたいと思います。</p> <p>また、御存じのように、ウクライナの戦争でガソリンが高騰いたしております。若干ではございますけれども、農業も物すごく負担をかけておるんじゃないかと思っております。行く行くいろんな、皆さん方も察知のように、しばらくの間と思っておりますけれども、これからは節約しながら農業生産をしていかにやいかんと思っております。</p> <p>今日は1号議案から7号議案までございますので、皆様方の審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は6番松尾委員、11番野口委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は12名で、在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和4年3月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名をさせていただきます。</p> <p>1番野方委員、2番本村委員をお願いをいたします。</p> <p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書は1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は1ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p>
議 長	<p>この案件の場所は、小城町横町地区を通る市道松尾横町線南にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(挙手)        全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。申請番号2について説明をいたします。資料は5ページからとなります。        (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)        この案件の場所は、小城町清水地区を通る主要地方道小城富士線東にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p>
議長	<p>以上でございます。        ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。        (質疑なし)        ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)        全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。申請番号3について説明をいたします。資料は9ページからとなります。        (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)        この案件の場所は三日月町三ヶ島地区を通る市道三ヶ島大和線南にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p>
議長	<p>以上でございます。        ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。        (質疑なし)        ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)        全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。議案書は2ページを御覧ください。本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。申請番号1について説明をいたします。資料は15ページからとなります。        (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)        この案件の場所は三日月町五条地区を通る市道五条線南にある農地で、転用目的は農家住宅及び農業用倉庫でございます。        被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。        農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。        以上でございます。</p>

議 長	この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。
13番	<p>農地法第4条申請事前調査事項について報告します。</p> <p>申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。</p> <p>調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。</p> <p>計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。</p> <p>実現確実性について、早急に転用する必要があると認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。</p> <p>被害防除・用排水の検討について、生活雑排水は合併浄化槽にて、また、雨水排水は東側水路へ放流されることで、周辺農地への影響は少ないと思います。</p> <p>その他の特記事項は特にありません。</p> <p>令和4年3月7日。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>賛成多数ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は3ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は6件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は20ページからとなります。</p> <p>(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は牛津江川西の牛津町江津ケ里地区を通る国道34号東の農地で、転用目的は貸駐車場でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に道路側溝を経由し水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>なお、申請地はJR牛津駅から約480メートルのところに位置しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	この案件については3番下村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。
3 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項について報告します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。</p> <p>調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断で</p>

きる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は自然流下により排水、し尿及び生活雑排水の排水はありません。

その他の特記事項について、令和4年1月29日に説明を受け、確認しています。

令和4年3月7日、農業委員下村啓子。よろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は26ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は小城町石体地区を通る県道杉山小城線東の農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝及び浸透型の集水柵を敷設し自然流下により排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については12番江里口勇委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項について報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により適当であると判断できる。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、隣接農地所有者や地元で事業計画を説明されており、申請目的に供されることは確実である。

被害防除・用排水の検討について、申請地周辺は畑で、雨水は自然流下で、周辺農地には影響ないと判断できる。

その他の特記事項について、産業廃棄物を取り扱うリサイクル事業者で、従業員の駐車場が不足していたため、今回の申請であります。

令和4年3月7日、農業委員江里口勇。よろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

議 長

事務局

議 長

1 2 番

議 長

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は32ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は小城市立小城保育園南の小城町畑田地区を通る市道畑田西小路線北の農地で、転用目的は家庭菜園でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所小城出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地は小城出張所から約800メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項について報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は自然流下により排水、し尿及び生活雑排水の排水はありません。

その他の特記事項について、令和4年2月9日に説明を受け、確認しています。

令和4年3月7日、農業委員古賀です。よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局より説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は38ページからとなります。

事務局

議長

4番

議長

事務局

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は国道207号北の牛津町練ヶ里地区を通る市道練ヶ里幹線西の農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に西側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所牛津出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地は牛津出張所から約910メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

1 番

農地法第5条申請事前調査事項について報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に西側水路へ排水、し尿及び生活雑排水の排水はありません。

その他の特記事項について、令和4年2月8日に説明を受け、確認しています。

令和4年3月7日、農業委員野方俊彦。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号5について事務局より説明をお願いします。

議案書は4ページを御覧ください。

申請番号5について説明をいたします。

資料は45ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は佐賀県果樹試験場東の小城町西谷地区を通る市道大井出平原線北の農地で、転用目的は集合住宅4棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は側溝を敷設し集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えており



ます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に土地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第5条申請事前調査事項について報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側水路へ排水、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水される。

その他の特記事項について、令和4年1月18日に説明を受け、確認しています。

令和4年3月7日、農業委員古賀です。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号6について事務局より説明をお願いします。

事務局

申請番号6について説明をいたします。

資料は56ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線北の三日月町岡本地区を通る市道岡本西分線南の農地で、転用目的は福祉施設作業場及び加工所でございます。

資料58ページに顛末書を添付しておりますが、申請地には既にプレハブ小屋を設置されております。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果

9 番

を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項について報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除・用排水の検討について、雨水は集水後に東側水路へ排水、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水される。

その他の特記事項について、令和4年1月26日に説明を受け、確認しています。

令和4年3月7日、農業委員高塚和行。御審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号44まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は5ページから10ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が28件、利用権の再設定が16件、合計で44件、総面積は26万6,832平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号44までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議 長

事務局

議 長

事務局	<p>議案書は11ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 申請番号3、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は12ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。 資料は63ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>

議 長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書は13ページを御覧ください。

小城市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する告示について説明いたします。

資料は70ページからとなります。

資料の72ページの新旧対照表を御覧ください。

これまで要綱第4条第2項において、農地利用最適化推進委員の推薦または応募の資格として、改正前の下線部になりますが、「推進委員候補者及び推進委員候補者を推薦しようとする者は、推薦をする日又は応募する日において、満20歳以上でなければならない。」と規定しておりましたが、民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行され、成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、この条項を削除したいと考えております。

あわせて、推薦届出書及び応募届出書の押印を廃止したいと考えております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第6号議案は一部改正することに決定しました。

次に、第7号議案 非農地判断についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は14ページを御覧ください。

第7号議案非農地判断について説明をいたします。

資料は別つづりで配付しております。

非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回審議していただく農地は、畑2筆、1,642平米でございます。農地転用許可申請事前調査に合わせて、2月25日に現地において2筆ともに農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第7号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

議 長

全員賛成ですので、第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。ほかに皆さんから何かありませんか。

(なし)

事務局

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を3月24日木曜日、午後1時30分から西館の2階の2-6会議室にお集まりください。

4月定例農業委員会の日時、場所ですが、4月5日火曜日の午後1時30分から、これまで開催しておりました西館大会議室となります。

以上です。

議 長

以上をもちまして3月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員